

消費税率アップQ&Aダイジェスト版(小売業)

平成31年2月作成
令和元年6月一部改訂
家電公取協 事務局作成

ケース1 商品の引き渡しが増税後になってしまう可能性がある場合

2019年9月15日に、顧客に本体価格100,000円の冷蔵庫を販売した。9月中に配達ができる見込みだったので、税込108,000円の代金を受け取った。

その際、顧客から「もしも配達が10月にずれ込んだ場合、増税分(差額)の2,000円は、店が負担してくれるのか」と聞かれたとき、どう答えればいいのか？

また、「配達が10月にずれ込んだ場合は、当店が増税分を負担します。」とチラシや店内POPで訴求してもいいのか？

○基本的な考え方(消費者庁からの文書回答を基に、公取協事務局が作成)

消費税転嫁対策特別措置法第8条(本条)は、事業者による消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しており、「当店が増税分を負担します」との表示は、本条で禁止される表示に該当します。

本条における表示については、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が対象となり、口頭によるいわゆるセールストークも含まれることから、店内POPやチラシに表示した場合はもちろん、口頭で言った場合も、本条で禁止されることとなります。

もっとも、本条は、事業者の企業努力による価格設定それ自体を制限するものではありません。つまり、上記の例の場合に、事業者の企業努力により、配達が遅れたことの代償として税込価格から2,000円を値引きすること(本体価格の2%値引き)や、税率アップ後の税込価格を108,000円に設定すること自体は、本条において禁止される表示をしない限り、本条により禁止されるものではありません。

口頭での説明がOKなので、店内POPやチラシ等で「配達が10月になってしまった場合は、本体価格を2%値引きします」と訴求することも問題ないと考えられます。

ケース2 プライスカードに10月以降の税込価格や税アップ分を表記する場合

地域家電店が9月に開催する合展で、PRICEカードにその商品の販売価格「税込108,000円」に加え「この商品は10月1日以降、税込110,000円になります。」や「この商品は、10月1日以降、税込価格が2,000円アップします。」といった表示をしても構わないか？

○基本的な考え方（消費者庁からの回答を基に、公取協事務局が作成）

ケース2のような表示は、10月以降の価格（将来価格）を比較対照とする二重価格表示に当たります。

小売業表示規約第6条（二重価格表示の制限）で、比較対照価格として使用できているのは①メーカー希望小売価格、②自店平常（旧）価格、の2つだけであり、将来価格を比較対照とする二重価格表示は規約違反となります。但し、10月以降もある程度の期間、本体価格を変更しない場合、「本体価格100,000円+消費税（9月末まで8,000円、10月1日からは10,000円）」といった税額のみを比較する表示は、規約違反とはしない考えです。

また、景表法の「価格表示ガイドライン」においても、将来価格を比較対照とする場合は、その将来価格が、将来ある程度長い期間、販売する価格であることが必要条件となっており、販売価格が変化しがちな家電製品では比較対照価格に用いるべきではないと考えられます。

ケース2'

また、ケース2に近い表示として「増税前の今がお得！」のような表示が他業種で見られます。音楽CD等の著作物やタバコなど定価がある商品については、増税後よりも増税前がお得であり、価格が安定している日用品も概ねお得ですが、商品サイクルの短い家電製品の場合は、時間の経過とともに価格が低下していく傾向があり、この表示でいう「今（チラシ等の配布時期、TVCM放映時）」よりも10月以降の方が、税込価格が安くなる場合が数多く出てくると思われそうですし、また、政府では増税後の消費落ち込みを最小限に抑えるための施策（ポイント還元等）を予定しており、価格低下が少ない最寄品等であっても必ずしも増税前の方が価格が安いとは限らないケースが出てくる見込みです。

「増税前の今がお得！」といった表示は、10月以降の価格よりも「今」の価格の方が安いからお得です、という意味に受け取れるので、10月以降の価格の方が高くなかった（安かった）場合不当表示となるおそれがある（表示した時点では不当表示ではないが、表示が実態と乖離していたと判明した段階で不当表示となるおそれがある）ので、使用しないでください。

なお、消費者庁表示対策課からは、【消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、**事実**に反して、**消費税率引き上げ前に「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。**】との注意喚起が行われています。「増税前」「消費税率アップ」等の用語と、「お得」「割引」「セール」など価格が安いことを連想させる用語を組み合わせる使用することも、「今だけお得」に類似した訴求であり、「景品表示法上の有利誤認となる可能性がある」（消費者庁表示対策課）としています。増税は周知の事実なので、わざわざこの用語を使用しなくても意味は十分通じると思われます。チラシ等では、「増税前」や「消費税率

アップ」等の用語を使わないようにしてください。

ケース3 旧税率価格表示と新税率価格表示が混在する場合の誤認予防措置

消費税率引上げの前後において、値札の貼り替えが間に合わないなどの理由から、一時的に、10月以降も旧税率込みの税込価格表示が残る場合があることは、特措法でも想定されており、その場合は、消費者が誤認することを予防する措置を取っていただければ問題なし、とされています。

財務省ガイドラインでは、旧税率価格表示と新税率価格表示が混在する場合の誤認予防措置の一例として「値札の色によって区分する方法」を挙げていますが、同じ色・デザインの値札であっても、貼り替え作業を棚ごとに行い、10月に入っても貼り替え作業が終わっていない棚には『この棚の値札は消費税8%込みの価格です。レジにて消費税10%に精算させていただきます。』等の説明を掲示すれば問題はありません。さらに、店舗の入り口付近に、『現在、値札の貼り替え作業中のコーナーがございます。消費税8%込みの値札が貼られている棚にはその旨掲示しておりますので、ご確認をお願い致します。』等の掲示があれば、消費者が誤認する可能性は一段と低くなると思われま

ケース4 税込商品価格は据置くが、リサイクル料金は据置かない場合の表示

「リサイクル代は据置きません」旨の表示がないからといって直ちに問題となることはないと思われま

ケース5 電力料金目安単価改定が10月以降になることについて

目安単価は、そもそも「目安」の「単価」です。実際の電力料金は、各電力会社や各家庭の電力契約内容により異なります。消費者の目安として、また製品どうしを比較する際の尺度として、メーカー間統一の単価で計算したほうが比較しやすいことから、設けているものです。

小売店のチラシや店頭で、製品の電気代を表示する場合にも、同じ理由から目安単価を使用していると思われま

ただし書きについて顧客から質問があった場合は、「電力会社の新モデル料金が決まって

いないので、従来の目安単価を使用しています」との回答でよいと思います。

ケース6 「8週間2週間ルール」の要件について

景表法の「価格表示ガイドライン」や、小売業表示規約第6条（二重価格表示の制限）でいう『販売価格』とは、税込価格を指しています（総額表示義務により）。従って、10月またぎで本体（税別）価格を維持した場合、形式的には、10月1日に値上げしたことになり、このことによって比較対照価格の要件を満たさなくなることが起きる可能性もあります。

ただし、今回の消費税率アップは、周知の事実であり、本体価格が変わっていても販売価格が上がっていることを消費者は認識しているので、本体価格（税抜価格）ベースで8週間2週間ルールを満たしていれば、運用上、違反とはならない、という見解です。

例えば、9月1日～9月末まで税込1,080円で販売していた商品を、10月1日から税込1,100円で販売し、10月10日からのセールで「当店平常価格1,100円（税込）のところ セール特価980円（税込）」と表示することについては問題がないという考えです。

ケース7 リフォーム・住宅設備関連機器について

住宅に組み込まれる機器本体は、機器の販売契約時点ではなく、一般的には、新築工事やリフォーム工事、エアコン等の据付工事終了後の引き渡し時点が税法上の譲渡時期となるため、2019年9月30日以前に契約した機器であっても、実際に消費者に譲渡される時期が同年10月1日以降であれば、消費税率は10%となる。一方、機器の据付（請負）工事は、消費税率等に関する経過措置により、2019年3月31日までに契約されたものについては、工事終了時期が10月1日以降であっても消費税率は8%となる。（※）

但し、増税後の景気落ち込み対策として、政府で住宅エコポイント制度が検討されていると言われており、同制度の内容によっては、いつ購入しても条件が変わらない場合や、かえって10月1日以降に購入した方がお得になる可能性もあり、同制度の内容が決まっていない状況下では、リフォーム関連機器の訴求が難しくなっている。

チラシで据付工事を伴う住宅設備機器を訴求する際に、「確実に消費税8%でリフォーム工事するなら 今年3月31日（日）までに契約を！」と表示しても問題ないか？

○基本的な考え方（消費者庁からの回答、国税庁Q&Aを基に、公取協事務局が作成）

当該訴求は、単に（財務省発表の）事実を述べているだけなので、直ちに表示上の問題とはならないと考えられます。但し、当該訴求に加え、「だから、今がお得！」のような表示を行うと、実際にお得にならなかった場合には、不当表示となるおそれがあるので注意が必要です。表示全体から、「今がお得」的なニュアンスが伝わる表示を行う場合は、今後判明する住宅エコポイント制度の内容次第では3月までの契約の方が不利になる可能性を

考慮して、何らかの打消し表示（例えば、「今後政府から発表される住宅エコポイント制度の内容によっては、契約をし直した方がお得になる場合があります」など）を入れておくことが望ましいと思われま

※国税庁公表の「消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A（具体的事例編）」の問19（機械設備等の販売に伴う据付工事）の答えには「3月31日までに契約を締結し、31

年施行日以後に当該契約に係る目的物の引き渡し等が行われる工事の請負等については、工事の請負等の税率に関する経過措置が適用されるが、機械設備等の販売契約において据付工事に関する定めがあり、かつ、当該契約においてその据付工事に係る対価の額が合理的に区分されているときは、機械設備等の本体の販売契約とその据付工事に関する契約とに区分して当該経過措置を適用することが取引の実態に適合するものと考えられるので、当該契約に基づき行われる据付工事については、当該経過措置の対象となる工事

の請負に係る契約に基づく工事に該当するものとして取り扱われる。」旨の記載があり、据付工事費が区分されていれば、10月以降引き渡しの場合、本体価格は消費税10%、工事料金は消費税8%となる。

以上